

「指定管理者制度の実施に当たっての留意事項」

平成23年9月
平成30年5月
令和2年9月
令和5年4月
府有資産活用課

平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が導入され、京都府では平成18年度から実施しているところです。この度、より効果的かつ効率的な施設運営が実現できるよう、外部有識者からの提言も踏まえ、制度運用の見直しを行いましたので、指定管理者制度の実施に当たっては、下記事項に留意の上、手続等を進めてください。

記

第1 指定管理者制度とは

1 制度の目的

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る」ことを目的としています。

2 制度の概要

指定管理者制度は、地方公共団体の長が公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときに、法人その他の団体を指定管理者に指定し、公の施設の管理を行わせるものです。

管理委託制度（法改正前）	指定管理者制度（法改正後）
<p>▲地方公共団体の管理権限の下、具体的な管理業務を管理受託者が執行 （一定の要件を満たす団体への管理委託）</p> <p>管理受託者</p> <ul style="list-style-type: none">地方公共団体の出資法人 （1/2以上出資等）公共団体（他の地方公共団体等）公共的団体（農業協同組合等）	<p>▲地方公共団体の指定を受けた指定管理者が管理を代行（施設の使用許可が可能） （指定管理者を議会の議決を経て指定）</p> <p>指定管理者</p> <ul style="list-style-type: none">法人その他の団体 <p>〔団体であれば特段の制約なし〕 〔一定の期間を定めて指定〕</p>

- (1) 公の施設とは、地方公共団体が設置する住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいいます。（例：公民館、公園、美術館等）
- (2) 地方公共団体の長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、実地調査や必要な指示等を行うことができます。
また、指定管理者が指示に従わない場合等、指定管理者による管理の継続が不適当な場合には、指定の取消しや管理業務の全部又は一部の停止を命令することができます。
- (3) 使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等、法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、指定管理者に行わせることはできません。
- (4) 個別の法律において公の施設の管理主体が限定されている場合は、指定管理者制度を採ることができません。（例：学校（学校教育法）、道路（道路法）、河川（河川法）等）
- (5) 指定管理者制度を実施するためには、指定の手續（申請方法、選定基準等）、業務の範囲（指定管理者が行う管理業務の範囲）、管理の基準（休館日、開館時間等）について、条例の規定が必要となります。
また、指定管理者は、議会の議決を経て期間を定めて指定します。
- (6) 指定管理者を選定する際には、複数の申請者から事業計画書の提出を受けることとされています。

第2 京都府における制度

1 制度の導入

京都府においては、指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるとともに、これに併せて施設の管理及び活用に関し基本的な事項を定めるため、「京都府の施設の管理等に関する条例」（平成17年京都府条例第1号）を平成17年1月に施行しました。

2 「京都府の施設の管理等に関する条例」の主な内容

- (1) 府の施設は、効果的かつ効率的に管理又は活用するよう努めなければならない。
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）が定める期間内に、知事等に申請書を提出しなければならない。
- (3) 知事等は、次の要件を満たす法人等のうちから最も適当と認めたものを指定管理者の候補者として選定するものとする。

- ① 法令を遵守し、公の施設を設置目的に沿って適切に管理することができること。
 - ② 公の施設を効果的・効率的かつ安定的に管理することができること。
 - ③ その他知事が特に必要と認める要件
- (4) 知事等は、他の地方公共団体を選定しようとするとき、指定管理者の指定を取り消した場合であって、申請手続をとる暇がないとき等は、申請によらず法人等を指定管理者の候補者として選定することができる。
 - (5) 指定管理者は、知事等と公の施設の管理に関して協定を締結しなければならない。

第3 指定対象団体

1 指定管理者の指定対象団体

京都府内に事業所を有し、施設の管理運営に一定の経験を有する団体又は施設の目的に活用できる取組の実績を有する団体を基本に設定します。

(例外) 公の施設設置目的をよりの的確に達成するため必要と認める場合にあつては、京都府内のNPO、ボランティア団体、自治会などのうち、施設の管理・運営に係る経験の有無にかかわらずその能力があり、かつ地域における活動実績及び地元市町村との協働実績等を有するなど、府民参画・府民協働の行政を進めるため有為と認められる団体を指定対象団体とすることができます。

2 指定対象となれない団体

- (1) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続を行っている団体
- (2) 京都府から指名保留又は指名停止措置を受けている団体
- (3) 府税等に関して滞納がある団体
- (4) 指定管理者の指定の取消しから5年を経過しない団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体
- (6) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する団体
- (7) その他指定管理者として不相当と認められる団体

第4 選定及び指定

1 指定管理者の選定及び指定

指定管理者の選定に当たっては、複数の団体からの申請を旨とし、法人その他の団体から申請書の提出を求める際には、府広報紙、ホームページへの掲載等広く周知するなど、公平性・公正性、透明性を確保します。

2 募集の特例

以下の場合には、募集を行うことなく特定の団体を指定管理者の候補者として選定することができます。

なお、その場合は、以下4から7までの事項を参考に、該当施設にとって必要なものについて、手続を進めます。

- (1) 施設の利用実態等から京都府以外の地方公共団体（市町村等）や複数の地方公共団体による共同出資団体が指定管理者として管理を行うことが適当であると判断される場合
 - (2) 指定取消しが行われた場合であって、施設の管理を滞らせることができず、直ちに新たに指定管理者を指定しなければならないなど募集等の手続をとる暇がない場合
 - (3) 施設を整備したPFI事業者等特定団体を指定管理者とすることについて施設設置目的の達成等のため必要がある場合
 - (4) 特定の管理団体に管理運営させることが適当と認められる場合
- (参考) 「京都府の施設の管理等に関する条例」第4条第2項

3 指定管理者の募集

(1) 募集要項

募集に際しては、原則、施設ごとに募集要項を策定します。

(2) 募集時期等

- ① 募集は、指定の議決を受けようとする議会の開会日の属する月の3～5箇月前を目途に行います。
- ② 募集期間は、少なくとも1箇月半（45日）程度の期間を確保するよう努めます。

(3) 説明会の開催等

- ① 募集期間の早い時期に必要な応じて説明会を開催します。
- ② 募集手続、条件等に関する問い合わせには速やかに回答することとし、その内容をホームページに掲示する等の方法により、他の関係者にその情報を公開するよう努めます。

(4) 再募集等

- ① 募集期間中に申請者がいない場合や、多様化する住民ニーズへのより効果的・効率的な対応や、住民サービスの向上、経費の節減等で府が求める内容を満たす申請がない場合については、募集条件の見直し等を行い再募集を行います。
- ② 再募集を行っても申請がない場合は、状況に応じ再々募集又は適当と認められる特定の団体と協議を行います。

4 募集時に明示する申請の手続等

指定管理者の募集の際には次の事項を明示して行います。

(1) 申請方法

申請の窓口、申請を受け付ける期間、事業計画書等の提出書類の様式、募集説明会の開催日時、指定管理者として有していなければならない資格等

(2) 申請に必要な書類

① 指定申請書

申請者の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、指定管理者の指定を受けようとする施設の名称を記載

② 事業計画書

施設管理の基本方針、業務計画、人員体制、収支計画、個人情報保護措置、緊急時対応計画、諸提案等を記載

③ その他必要な書類

法人登記簿謄本及び定款、法人の決算関係の書類等、指定の申請に関し団体の意思決定を証する書類等

(3) 選定方法等

指定管理者候補者の選定基準等、申請者から聞き取りを行う場合はその日時、実施方法等

(4) 施設管理基準等

- ① 施設の概要
→施設名称、規模、施設内容
- ② 施設の管理基準
→開館時間、休館日等施設管理の最低基準
- ③ 施設の管理に当たって備えておかなければならない事項に関する事
→施設運営に係る法令等に基づく人員配置基準等
- ④ 利用料金制の具体的内容

(5) 業務の範囲等

指定管理者の業務の範囲及び責任等

- ① 施設の維持管理業務の具体的内容及び範囲
→業務の性質、経費の額等によりできる限り明確にする。
- ② 施設使用承認(許可)の具体的内容
→使用承認(許可)範囲、条件その他留意事項を明確にする。
- ③ 施設設置目的を達成するために必要な業務の具体的内容
→施設の維持管理及び使用承認(許可)以外の業務を行うこととなる場合は、その業務の具体的内容をできる限り明確にする。
- ④ 管理業務に関するリスク分担
→異常な自然現象時の対応等施設の管理運営上のリスク対応
法令変更(施設管理に係るもの)等
- ⑤ 守秘義務に関する事
→個人情報保護、その他守秘すべき情報の厳正な管理等
- ⑥ 指定予定期間に関する事
- ⑦ 管理業務の引継ぎに関する事

(6) 提案を求める事項

募集に当たって、多様化する住民ニーズに対応し、一層の住民サービスの向上や経費節減など、公の施設の管理に関する提案

- ① 施設の設置目的をより効果的に果たす方策
→府民サービスの質的・量的向上策、利用者の利便性向上策等
- ② 施設の設置目的をより効率的に果たす方策
→施設管理等に係るコストの縮減策等
- ③ リスク対応策
→異常な自然現象時の対応等施設の管理運営上のリスク対応等
- ④ 自主事業の実施計画
→施設の設置目的に寄与する自主事業の計画

- ⑤ 京都府への納付金計画
→自主事業の積極的な実施による収入の一部を京都府に納付する計画
- ⑥ 現に管理している団体等のプロパー職員の活用策
→現に管理している団体等においてプロパー職員が雇用されている場合は、その雇用確保のための具体的な活用計画
- ⑦ 子育て環境日本一の推進策
→子育て環境日本一の実現に寄与する提案
- ⑧ その他当該公の施設の効果的・効率的な管理に資する提案

5 指定管理者の総合評価による選定

指定管理者の候補者の選定に当たっては、外部有識者の審査による総合評価を行い、最も適当な団体を選定します。

(1) 指定管理者等選定審査会

指定管理者の候補者の選定に際しては、京都府指定管理者等選定審査会による審査を実施します。

選定審査会に部会を設置し、各部会は外部有識者6名以内の委員で構成し審議にあたります。

なお、指定管理者の指定を受けようとする団体の役員及び過去に京都府の常勤職員であった者等は委員となることはできません。

(2) 指定管理者選定基準

指定管理者の選定基準として、以下の基準を施設の性格や設置目的、利用実態等を踏まえて設定します。

- ① 法令の遵守
→府民の平等利用等（地方自治法）、個人情報の保護（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。））、その他関係法令等の遵守措置が講じられていること
- ② 施設の設置目的に沿った適正な管理
→施設が設置される目的に沿った管理が適正に行われるものであること
- ③ 施設の安定した管理
→安全の確保、指定期間内を通じた適切な維持管理、的確な施設利用者見込み把握、安定した管理に必要な人的・物的能力の保持、的確なリスク管理等が的確に措置されていること
- ④ 施設の効果的管理
→府民サービスの向上対策、利用者の満足度の最大化対策、利用者数の増加策等が的確に措置されていること

- ⑤ 施設の効率的管理
→維持管理経費及びサービス提供に係るコストの縮減等が図られていること
- ⑥ 京都府が進める施策等に関する積極的取組
→子育て環境日本一、身体障害者の雇用、バリアフリー、青少年の健全育成、NPO・ボランティアとの協働、市町村等との連携、地域振興、地球環境への配慮等といった京都府が進める施策等に関する積極的取組について、有効な策が講じられていること
- ⑦ 現に管理している団体等のプロパー職員の活用策
→現に管理している団体等においてプロパー職員が雇用されている場合は、プロパー職員の当該施設管理についての経験とノウハウの活用策等が有効に措置されていること
- ⑧ その他施設の設置目的を達成するために必要な事項
(参考) 「京都府の施設の管理等に関する条例」第4条及び第7条参照

(3) 総合評価による選定

指定管理者の選定は、①単に経済性・効率性の追求だけでなく、②施設の設置目的に沿った安定的なサービス提供、③より効果的な府民サービスの提供、という三つの視点を基本に、選定基準の適用及び申請者による提案事項について、府民発・府民参画・府民協働の行政スタイルの確立等の視点を含めた総合評価を行い、最も適当な団体を選定します。

なお、必要に応じて申請者からの聞き取りを行います。

(4) 選定経過の公表

指定管理者の候補者の選定に当たっては、公平・公正で客観的な審査の仕組みが担保されていることが重要であることから、指定管理者の選定経過について、選定審査会の議事要旨や選定結果の公表を行います。

6 指定管理者の指定等

施設の名称、指定管理者の名称、指定期間等について、議会の議決を経た上で、指定管理者の指定を行います。

なお、指定管理者の指定をしたときは、その旨を公示します。

7 指定期間

指定期間については、公の施設の安定的、効果的かつ効率的な管理の観点から5年を基本とすることとしますが、以下の場合などは、個々の状況に応じた期間を設定します。

- ① P F I 方式による施設整備・管理運営一体型の場合
- ② 施設の見直しや大規模改修等が予定されている場合
- ③ 市町村等への移譲が予定されている場合

第5 指定管理者の業務等

1 施設の使用承認（許可）権限の付与

公の施設の使用承認（許可）権限を付与し、承認（許可）業務と一体的に行うこととします。

その場合、施設使用許可権限を付与する旨をそれぞれの施設設置条例に規定する必要があります。

2 指定管理者の責任及び業務

京都府と指定管理者それぞれの責任及び業務分担については、あらかじめこれを明確にしておきます。

(1) 指定管理者の責任及び業務

- ① 施設利用申込みに対する使用承認（許可）
- ② 法令、協定に基づく施設の管理
- ③ 管理を通じて取得した個人情報の保護
- ④ 業務上の秘密及び業務上知り得た秘密の保持
- ⑤ 施設利用者にとっての良好な利用環境の保持
 - 日常的な施設維持環境の保持のための修繕、消耗品の補充、清掃、除草、枝払い等
 - 利用者の生命・身体に危害が及ぶ恐れのある施設の大きな瑕疵の発見及び京都府への通報
- ⑥ 施設利用者の良好な利用環境保持のための迷惑行為者の排除
- ⑦ 危険回避等を理由とする一時的な利用停止
- ⑧ 施設利用者のための便益施設等を設置した場合の原状回復
- ⑨ 京都府が行う施設の修繕計画の策定及び修繕の実施への協力
- ⑩ 応募時の提案事項の誠実な履行
- ⑪ 事業の実施において第三者に損害を与えた場合の賠償責任
- ⑫ 施設管理運営に関する円滑な引継協力
- ⑬ その他協定で定める事項

(2) 施設設置者（京都府）の権限及び責任

- ① 指定管理者の業務執行状況の聴取及び監理
- ② 施設の設置目的実現、施設利用者にとっての良好な利用環境の保持のための指定管理者に対する必要な指示
- ③ 使用料の強制徴収
- ④ 不服申立てに対する決定
- ⑤ 設計、構造上不完全な点がある場合等、通常有すべき安全性が欠けていたことが原因で利用者に損害が生じた場合の賠償責任
- ⑥ 利用者の生命・身体に危害が及ぶ恐れのある施設の大きな瑕疵の修繕

3 守秘義務

個人情報保護及び業務上知り得た秘密の保持については、募集に当たって明らかにするとともに、指定管理者と交わす協定書に明示し、その厳正な取扱いを確保します。

(1) 個人情報の保護

指定管理者が管理を通じて取得した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に基づく個人情報の適正管理、目的外利用禁止等個人情報保護に関する必要な措置を講じなければなりません。

なお、指定管理者及びその従業員については、同法に基づく罰則規定の適用があります。

(2) 業務上の秘密及び業務上知り得た秘密の保持

指定管理者の管理業務に係る秘密及び管理を通じて知り得た秘密については、厳重な保持を求めます。

なお、特に必要な具体的事項がある場合は、募集要項、協定等に特記します。

4 利用料金制の導入

公の施設の指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくし、また、京都府及び指定管理者の会計事務の効率化を図るために、利用料金を指定管理者の収入として収受させることを可能とする利用料金制を採用します。

その場合は、利用料金制を採る旨及び料金の決定方法（額の上限等）を条例で定め、具体的な料金については、指定管理者が京都府の承認を得て定めます。

5 第三者委託

指定管理者が、清掃、警備といった個々の具体的業務を第三者に委託することは可能ですが、指定管理者が、管理に係る業務を一括して更に第三者に委託することはできません。

6 利用者のニーズに応じたサービス向上等

施設の設置目的をより効果的・効率的に果たすため又は施設利用者の便益の実現を図るため、必要に応じて施設設置目的の実現に支障のない範囲内において、自主事業の実施など施設の管理運営に付加したサービスの提供を認めます。

→自動販売機の設置、物品販売及び各種イベントの開催等の収益事業の実施等
なお、著作権、意匠権等の利用に関する取扱いについては、協定で定めます。

第6 損害賠償等

- 1 指定管理者は、その管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は消滅させたときは、原状回復しなければなりません。原状回復が困難な場合にあっては、それによって生じた損害を京都府に賠償しなければなりません。
- 2 指定管理者は、利用者の生命・身体に危害の及ぶ恐れがある施設の瑕疵についての京都府への報告を怠り、又は過失により看過した場合で、当該瑕疵を原因とする事故が発生した場合にあっては、所要の負担を負います。
- 3 指定期間中に指定管理者の責により指定管理者としての義務を果たせなくなったこと（例：指定管理者の責による業務中断）に起因する損害については、京都府等に賠償しなければなりません。
- 4 指定管理者の個人情報保護違反又は守秘義務違反により生じた損害については、指定管理者がその賠償責任を負います。
また、個人情報の流出等の事態が生じた場合の被害拡大防止措置等については、指定管理者が行うとともに、その費用についても所要の負担を負います。
なお、京都府が被害の早期收拾のためやむを得ず行った行為に係る費用については、指定管理者が京都府に対して賠償責任を負います。
おって、個人情報保護法による懲役又は罰金が科されることがあります。
- 5 指定管理者の管理業務執行の際の行為（例：暴力行為）が原因で利用者に損害が生じ、京都府が損害賠償責任を負った場合、指定管理者は当該損害賠償相当額を京都府に支払う責任を負います。

第7 協定書の締結

施設の管理に関する協定書を作成、締結の上、京都府及び指定管理者双方が所持します。

協定書には、施設の管理運営に必要な事項を記載します。

第8 適正な業務遂行の監理等

1 事業報告書の提出

指定管理者は、以下の事項を記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後50日以内に提出しなければなりません。

- ① 管理業務の実施状況、利用状況
- ② 利用料金等の収入実績、管理経費等の収支状況
- ③ その他管理の実態を把握するために必要な事項

2 業務実施状況等の報告

指定管理者は、施設の利用状況、利用料金の収入実績、その他必要な事項を記載した業務実施状況報告書を作成し、毎月、報告しなければなりません。

また、施設において、事故が生じたときは、指定管理者は京都府に対して速やかに報告を行うことが必要です。

3 報告、指示、実地調査

京都府は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するために必要と認めた場合、指定管理者に対して、業務又は経理状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行います。

4 その他

指定管理者は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を変更したときは、その旨を遅滞なく届け出なければなりません。

届出があったときは、その旨を公示します。

第9 指定の取消し

指定管理者が、法令、条例又は協定に反し、第8の3の指示に従わない等の場合、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

なお、指定の取消しをしたときはその旨を公示します。

第10 その他

その他、指定管理者制度の実施に関し整理を図る必要がある事項については、その都度必要な調整・整理を行っていきます。

地方自治法（抄）

昭和二十二年四月十七日
法律第 六十七 号

第十章 公の施設

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

京都府の施設の管理等に関する条例

平成17年1月7日
京都府条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、府の施設の管理及び活用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理及び活用の基本)

第2条 府の施設は、府民福祉の増進を図るため、これを効果的かつ効率的に管理し、又は活用するよう努めなければならない。

(指定管理者に係る指定の申請)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）が定める期間内に、規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める事項を記載した申請書に指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書その他知事等が必要と認める書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(指定管理者の候補者の選定)

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす法人等のうちから最も適当であると認めたものを、指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 法令の規定を遵守し、公の施設の設置目的に沿った管理を適切に行うことができること。
- (2) 公の施設の管理を安定して行うことができること。
- (3) 公の施設の管理を効果的かつ効率的に行うことができること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事等が特に必要と認める要件

2 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条及び前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件のすべてを満たす法人等を指定管理者の候補者として選定することができる。

- (1) 他の地方公共団体を選定しようとするとき。
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合であって、前条及び前項の規定による手続をとる暇がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事等が特に必要と認めるとき。

3 知事等は、第1項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、京都府指定管理者等選定審査会の意見を聴かななければならない。

(協定の締結等)

第5条 指定管理者は、知事等と次に掲げる事項について公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- (1) 公の施設の管理に係る業務の内容に関する事項
- (2) 府が支払う管理費用に関する事項
- (3) 公の施設の管理において知り得た秘密の保持のために必要な措置に関する事項
- (4) 公の施設の管理において取り扱う個人に関する情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める事項

(法人その他の団体による府の施設の活用)

第6条 知事は、公用又は公共用に供されていない府の施設のうち、法人その他の団体が府民福祉を増進する目的をもってその利用に供することができると認めるものについて、指定管理者の選定の例により規則で定めるところに従い法人その他の団体に活用させることができる。

(京都府指定管理者等選定審査会)

第7条 第4条第3項の規定による知事等の諮問のほか、府の施設の管理及び活用に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府指定管理者等選定審査会(以下「選定審査会」という。)を置く。

- 2 選定審査会は、前項の規定による調査審議のほか、府の施設の管理及び活用に関する事項について、知事等に建議することができる。
- 3 選定審査会は、京都府部制設置条例(平成19年京都府条例第61号)に規定する知事直轄組織及び部並びに教育委員会を単位とすることを基本として設置する10以内の部会で構成する。
- 4 部会は、委員6人以内で組織する。
- 5 部会において、専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。
- 6 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事等が任命する。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 選定審査会において別段の定めをした場合のほかは、部会の議決をもって選定審査会の議決とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、選定審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則等で定める。

(規則等への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則

等で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 京都府外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年京都府条例第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第5号中「委託し」を「行わせ」に、「委託に」を「管理の業務に」に改める。

附 則（平成25年条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（平成27年規則第40号で平成27年4月1日から施行）

附 則（令和4年条例第33号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の規定は、公布の日から施行する。
（規則への委任）
- 21 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、規則で定める。

京都府の施設の管理等に関する条例施行規則

平成17年1月7日
京都府規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府の施設の管理等に関する条例（平成17年京都府条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に係る指定の申請書の記載事項)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする公の施設の名称

(指定管理者の指定等の公示)

第3条 知事は、指定管理者の指定をし、又はその取消しをしたときは、その旨を公示するものとする。

(変更の届出等)

第4条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、その旨を公示するものとする。

(活用の申請)

第5条 条例第6条に規定する公用又は公共用に供されていない府の施設のうち、法人その他の団体（以下「法人等」という。）が府民福祉を増進する目的をもってその利用に供することができると知事が認めるもの（以下「対象施設」という。）を活用しようとする法人等は、知事の定める期間内に、知事の定めるところにより知事に申請しなければならない。

(対象施設を活用する法人等の選定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす法人等のうちから最も適当であると認めたものを、対象施設を活用する法人等として選定するものとする。

- (1) 対象施設の活用を通じて府民福祉の増進を図ることができること。
- (2) 法令の規定を遵守し、対象施設の活用を安定的かつ効果的に行うことができること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める要件

- 2 知事は、他の地方公共団体を選定しようとするときその他知事が特に必要と認めるときは、前条及び前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件のすべてを満たす法人等を対象施設を活用する法人等として選定することができる。

(選定審査会の会長)

第7条 京都府指定管理者等選定審査会（以下「選定審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、選定審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(選定審査会の会議)

第8条 選定審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 選定審査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 選定審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定審査会の部会)

第9条 選定審査会は、教育委員会規則で定めるもののほか、次の各号に掲げる部会により構成するものとし、当該各号に掲げる部会は、当該各号に定める組織が所管する施設（第7号に定める組織が所管する施設にあっては府営住宅等を除き、第8号に定める組織が所管する施設にあっては府営住宅等に限る。）を所管する。

- (1) 知事直轄組織部会 知事直轄組織
- (2) 総合政策環境部会 総合政策環境部
- (3) 文化生活部会 文化生活部
- (4) 健康福祉部会 健康福祉部
- (5) 商工労働観光部会 商工労働観光部
- (6) 農林水産部会 農林水産部
- (7) 建設交通部会 建設交通部
- (8) 住宅部会 建設交通部

- 2 委員は、いずれかの部会に属するものとし、部会に属する委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第7条第1項中「京都府指定管理者等選定審査会（以下「選定審査会」という。）」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第2項中「選定審査会」とあるのは「部会」と、「会務を総理する」とあるのは「部会の会務を掌理する」と、第8条第1項中「選定審査会」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「選定審査会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

（意見の聴取）

第10条 選定審査会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第11条 選定審査会の庶務は総務部において、部会の庶務は第9条第1項各号に定める組織において処理する。

（会長等への委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、選定審査会の運営に関し必要な事項は会長が選定審査会に、部会の運営に関し必要な事項は部会長が部会に諮って定める。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に貸付けをしている対象施設で、平成18年9月1日までに貸付期間が満了するものの貸付けを受けている法人等が第6条第1項各号に掲げる要件のすべてを満たすと知事が認めるときは、同日までの間に限り、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該法人等を当該施設を活用する法人等として選定することができる。

附 則（平成25年規則第8号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

個人情報の保護に関する法律（抄）

平成15年法律第57号

（安全管理措置）

第23条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（安全管理措置）

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三・四 略

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。